

**佐賀県議会告示第2号**

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

佐賀県議会議長 大 場 芳 博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>(事務局職員の職)</p> <p><b>第1条</b> 佐賀県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p>		<p>(事務局職員の職)</p> <p><b>第1条</b> 佐賀県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p>	
書記	略 副課長  主幹 略	書記	略 副課長 <u>調整主幹</u> <u>副主幹</u> 主幹 略
その他の職員	<u>主任守衛</u> <u>副主任守衛</u> <u>守衛</u> <u>主任運転技術員</u> <u>副主任運転技術員</u> <u>運転技術員</u> 会計年度任用職員	その他の職員	会計年度任用職員
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 各課の分掌事務は次のとおりとする。 総務課</p>		<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 各課の分掌事務は次のとおりとする。 総務課</p>	

改正前	改正後
<p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)～(16) 略 議事課 略 政務調査課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 (職員の職務)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 参事は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を<u>掌理する</u>。</p> <p>3 略</p> <p>4 主幹は、上司の命を受けて、分掌事務を処理する。</p> <p>5～7 略 (事務の代決)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 課長が専決すべき事務について課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。</p>	<p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>政務活動費に関すること。</u></p> <p>(12)～(17) 略 議事課 略 政務調査課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>議会の広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(9) <u>議会中継に関すること。</u></p> <p>(10) 略 (職員の職務)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 参事は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を<u>掌理し、課長不在のときは、その職務を代行する</u>。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹及び主幹</u>は、上司の命を受けて、分掌事務を処理する。</p> <p>5～7 略 (事務の代決)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 課長が専決すべき事務について課長が不在のときは、<u>参事又は副課長</u>がその事務を代決することができる。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。